

# 平成30年度 神戸町の健全化判断比率と資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、健全化判断比率を公表します。  
神戸町は、平成30年度いずれの比率も、健全化基準内でした。なお、各指標は次のとおりです。

## ◎健全化判断比率

区分	神戸町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15.00%	20.00%
②連結実質赤字比率	—	20.00%	30.00%
③実質公債費比率	3.8%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	60.5%	350.0%	

※実質赤字及び連結実質赤字がない場合、「—」を記載しています。

## ◎公営企業の資金不足比率

区分	神戸町	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00%
公共下水道事業会計	—	20.00%

※実質赤字及び連結実質赤字がない場合、「—」を記載しています。

この比率が早期健全化基準（経営健全化基準）を超えると、自主的な改善努力を図る財政健全化計画の策定が義務付けられます。さらに、財政再生基準を超えると財政再生団体となり、国の関与による確実な再生を図る財政再生計画の策定が義務付けられます。

### 健全化判断比率とは？

#### ①実質赤字比率

地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。

#### ②連結実質赤字比率

上記に加え、上下水道などの公営企業会計を含めた市町村全体の赤字や黒字を合算して指標化し、市町村全体としての財政運営の悪化の度合いを示す比率です。

#### ③実質公債費比率

地方債の償還金およびこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率です。

#### ④将来負担比率

地方債現在高など将来支払う見込みの負担が、現段階でどれだけあるのかを指標化し、将来財政運営を圧迫する可能性の度合いを示す比率です。

### 資金不足比率とは？

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示す比率です。

岐阜県内の市町村の指標（速報値）は、岐阜県のホームページからも見ることができます。



岐阜県 HP

